



65歳以上のみなさんへ 令和4年度の介護保険料が決まります



申・問 地域包括支援課 ☎75-6033

令和4年度の介護保険料（年額）は、6月に確定した住民税の課税状況などをもとに決定します。決定した保険料の通知書は7月下旬に送付します。納める方法は次の2通りです。

新型コロナウイルス感染症や災害、失業、長期入院など特別な事情で納付が困難となった場合は、ご相談ください。

●特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給している人は、原則として年金から天引きされます。

4月、6月、8月の年金から天引きされる保険料額は仮徴収額です。今回決定する年額保険料額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金から天引きします。

なお、新たに65歳になった人、佐賀中部広域外から転入した人などは、約6か月後から年金天引き開始となります。

●普通徴収（口座振替・納付書）

特別徴収以外の方は、口座振替または納付書で納付します。

4月から7月は仮に算定された保険料額を徴収していますので、今回決定する年額保険料額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月の8回に分けて納付します。

○納付には便利な口座振替をぜひご利用ください



お知らせ

低所得者に対する介護保険料の減免



対象者は、介護保険料の減免申請ができます。くわしくは7月下旬に送付する令和4年度保険料の納入通知書に同封しているリーフレットを確認してください。



【給付額】 対象の子ども1人当たり10万円（市上乗せ分5万円含む）

新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少で、子育てに不安がある低所得の子育て世帯に子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。今回はコロナ禍における原油価格・物価高騰支援分として、国の給付金に市が5万円を上乗せし、併せて支給します。

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

申・問 福祉課 ことも係 ☎75-6118



◎ひとり親世帯向け給付

6月30日(休)に給付を受けていないみなさんへの申請案内



4月分の児童扶養手当受給者の人には、申請なしで、6月30日(休)に特別給付金を振り込んでいますが、給付を受けていないひとり親世帯も一定の条件を満たしていれば、同様の給付が受けられます。6月の給付を受けられない人は、対象となる場合がありますので、ご相談ください。

【申請できる人】

- ① 公的年金（遺族年金・障害年金など）を受給していることで児童扶養手当の給付を受けていない人
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になった人

【申請期間】

令和5年2月28日(火)まで